

令和10年4月からごみの分別方法・収集回数が変わります

令和10年4月の新ごみ処理施設の稼働に伴い、「新ごみ処理施設稼働後のごみの収集回数等の内容案」についてパブリック・コメントを実施しました。お寄せいただいたご意見(計40件)と市の考え方をまとめた結果は、市ホームページ、環境課、市政情報コーナー、南河原支所で閲覧できます。

▶寄せられた意見内容と市の考え(抜粋)

ご意見	市の考え
燃やせるごみ袋はこれまでどおり紙袋を利用させてもらいたい。また、指定袋になるのか。	燃やせるごみの収集袋は、異物混入を防ぐなどの目的から紙袋から透明または半透明のポリエチレン製袋に変更します。 また、指定袋制度は採用せずに、透明または半透明のポリエチレン製袋であればメーカーを問わず使用できます。
ペットボトルはどのように分別・排出すればよいか。	ペットボトルは「燃やせないごみ」から「資源物」に変更します。 なお、ボトル本体は、透明または半透明の袋に入れ、資源物として排出してください。また、ラベル・キャップは取り外して「燃やせるごみ」として排出してください。
「燃やせないごみ」の収集回数を月1回ではなく週1回にしてほしい。	新たな分別方法への移行により、「燃やせないごみ」として排出されるものは金属・ガラス類・陶磁器類のみです。ペットボトルは「資源物」へ、プラスチック類は「燃やせるごみ」へ移行するため、排出量が大幅に減少する見込みです。そのため、現在の週2回から月1回へ変更します。

パブリック・コメントの結果を踏まえ、新ごみ処理施設稼働後のごみの分別方法と収集回数を決定しました。新しい分別方法・収集回数は、次のとおりです。

▶新しいごみの分別方法・収集回数(令和10年4月から)

分別区分	主な品目	(現在の)収集場所	収集回数
燃やせるごみ	生ごみ、紙くず、プラスチック、ビニール類(ペットボトルを除く)、剪定枝(枝木)など	燃やせるごみ集積所	週3回 (月・水・金または火・木・土)
燃やせないごみ	金属、ガラス類、陶磁器類など	燃やせないごみ集積所	月1回
粗大ごみ	寝具、家具、小型家電など	粗大ごみ集積所	月1回
有害ごみ	スプレー缶、ガスボンベ、蛍光灯、電球、水銀柱、乾電池など	有害ごみ集積所	月1回
資源物	ペットボトル ※ラベルとキャップは燃やせるごみ	燃やせないごみ集積所	週1回
	缶・ビン ※缶は、アルミとスチールを分別しない ※ビン類は「無色」、「茶色」、「その他」の3種類に分別	資源物集積所	月2回
	紙・布	資源物集積所	月1回
	剪定枝 ※太さ直径5センチメートル以下のものは燃やせるごみでも可	処分場への直接搬入のみ	随時

▶問い合わせ 環境課廃棄物担当☎556—9530

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第2期納期限 11月2日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。なお、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

また、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 下水道課業務担当☎564—0303

公共下水道の供用開始区域を拡大しました

10月1日(休)から次の供用開始区域を拡大しました。区域の詳細は、下水道課で閲覧できます。

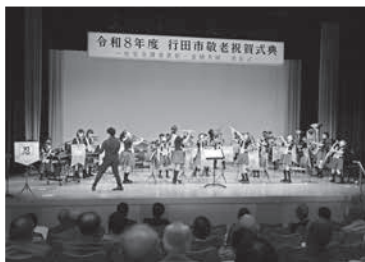
▶供用開始区域 元荒川第10処理分区(大字若小玉の一部)

▶問い合わせ 下水道課業務担当☎564—0303

敬老祝賀式典を開催しました



林 芳郎さん、
美重子さん
(金婚夫婦代表受領)



忍小学校吹奏楽部による演奏

9月5日、「みらい」文化ホールで敬老祝賀式典が行われました。当日は、在宅介護者表彰7世帯および金婚夫婦133組の方々が表彰され、行田市長から表彰状と記念品が贈呈されました。

また、式典後は、行田市立忍小学校吹奏楽部および落語家春風亭柳太郎さんによるアトラクションが行われ、会場は大いに盛り上がりました。

市内在住の高齢者の状況(9月1日現在)

- 最高年齢…【男性】104歳 【女性】107歳
- 100歳以上…63人(男性11人、女性52人)
- 75歳以上…15,094人(男性6,314人、女性8,780人)
- 65歳以上…25,869人(男性11,585人、女性14,284人)
- 高齢化率(65歳以上の方の割合)…33.64パーセント

▶問い合わせ 高齢者福祉課高齢福祉担当(内線223)

窓口より早くて便利な『マルチコピー機』を市役所庁舎内に設置します

10月1日(休)から、市役所本庁舎内にコンビニエンスストアなどに設置されているものと同じマルチコピー機(証明書交付機)を設置します。

マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で申請書を書かずに証明書を取得することができます。また、各証明書とも窓口で取得するより50円安く取得できます。簡単な操作で手軽に取得できますので、ぜひご利用ください。

▶取得できる証明書と発行手数料

- 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、戸籍の附票の写し 各150円(窓口の場合200円)
- 戸籍全部(個人)事項証明書400円(窓口の場合450円)

▶必要なもの マイナンバーカード(電子証明書付き)、数字4桁の暗証番号

▶設置場所 市役所本庁舎1階 市民課窓口

▶利用時間 【平日】午前8時30分～午後5時15分【日曜日】午前8時30分～正午※土曜日、祝日、年末年始を除く

若い世代と市長との意見交換会を開催しました



現在、行田市が直面している大きな課題の一つが人口減少です。特に、20代・30代の若い年代の減少が大きく、就職や進学などを機に転出してしまう傾向がある一方、他市から転入してくる若い年代は少ない状況です。

市では、こうした状況を改善するため、これまでさまざまな施策を実施してきましたが、今後の施策を考える上で、若い皆さんが本市で暮らす中で何を感じ、何を求めているのかを知ることが非常に重要であることから、8月30日に商工センターで市内在住の若い世代との意見交換会を開催しました。

当日は「住み続けたいと思うか」、「好きなところ、我慢できるところ」、「どんな場所・空間があると良いか」、「今後行田市がどうなってほしいか、やってほしいこと」などの題目で意見交換を行い、「気軽に集まれるカフェがない」、「深夜まで営業している居酒屋がない」、「JR行田駅までの交通アクセスが悪い」、「市の歴史・文化を残したまちづくりをしてほしい」など、若い皆さんの率直な意見・要望などを聞くことができました。

伺った貴重な意見・要望については、今後の政策立案の際に参考とさせていただきます。

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線312)



▶問い合わせ 市民課住基ネット・マイナンバーカード担当(内線247・249)